

## 公 告 第 2 8 3 号

平成19年2月15日  
日本旅行健康保険組合  
理事長 安富 徹

### 組 合 規 約 の 一 部 変 更 に つ い て

日本旅行健康保険組合の公告しなければならない事項について、より迅速かつ周知徹底を図るため、公告の方法についての当組規約を下記のとおり変更し、平成19年3月1日から施行することとなったので、健康保険法施行令第3条の2の規定により公告いたします。

#### 記

#### 1 . ( 公 告 の 方 法 )

##### 第 5 2 条 を

「この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の  
掲示板に掲示し、日本旅行健康保険組合ホームページに掲載する。」

に改める。

付則 この規約変更は、平成19年3月1日より施行する。

以上